

第百五十三回国
参議院議院運営委員会會議録第十五号

平成十三年十一月三十日(金曜日)

午前九時四十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 山崎 正昭君
理事 岩城 光英君
溝手 顕正君
森山 裕君
郡司 彰君
篠瀬 進君
荒木 清寛君
畑野 君枝君
愛知 治郎君
大仁田 厚君
狩野 安君
小斉平敏文君
小林 温君
鶴保 庸介君
西銘順志郎君
野上浩太郎君
松山 政司君
榎葉賀津也君
谷林 正昭君
福山 哲郎君
藤井 俊男君
本田 良一君
加藤 修一君
沢 たまき君
池田 幹幸君

委員

議長 井上 裕君
副議長 本岡 昭次君

事務局側

事務総長	川村 良典君
事務次長	石堂 武昭君
議事部長	阿部 隆洋君
委員部長	和田 征君
記録部長	山口 俊史君
警務部長	斎藤 吉嗣君
庶務部長	大場 敏彦君
管理部長	高山 達郎君
国際部長	中村 雄二君

本日の会議に付した案件

○国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正に関する件

○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(山崎正昭君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(川村良典君) 御説明申し上げます。

本案は、国会職員について、一般職の国家公務員の育児休業制度の拡充に準じて、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を三歳未満に引き上げようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長(山崎正昭君) これより採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手) 全会一致と認めます。

○委員長(山崎正昭君) よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決

すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山崎正昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山崎正昭君) 次に、国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(川村良典君) 御説明申し上げます。

本件は、国会職員について、一般職の国家公務員に準じて、介護休暇の期間を連続する六月の期間内に延長しようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長(山崎正昭君) 本件につきましては、ただいまの事務総長説明のとおり改正することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山崎正昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山崎正昭君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(川村良典君) 御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に、日程第一について、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第二について、文教科科学委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第三について、法務委員長が報告さ

れた後、採決いたします。

次に、日程第四及び第五を一括して議題とした後、総務委員長が報告されます。採決は、両案を一括して行います。

次に、日程第六について、外交防衛委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第七について、厚生労働委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第八及び第九を一括して議題とした後、経済産業委員長が報告されます。採決は、両案を一括して行います。

次に、ただいま本委員会を議了いたしました国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案の緊急上程でございます。まず、本案を日程に追加して議題とすることを異議の有無を

もって諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が報告された後、採決いたします。

なお、本日の議案の採決は、いずれも押しボタン式投票をもって行います。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約三十分の見込みでございます。

○委員長(山崎正昭君) ただいまの事務総長説明のとおり、本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山崎正昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前九時四十四分休憩

(休憩後開会に至らなかった)

(参照)

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 国会議員の育児休業等に関する法律の一部改正

一 育児休業の対象となる子の年齢の引上げ
育児休業の対象となる子の年齢を、三歳未満に引き上げること。(第三条第一項関係)

二 代替要員の確保措置

1 本属長は、育児休業の承認又は育児休業の期間の延長の請求があった場合において、当該請求に係る期間(以下「請求期間」という。)について国会議員の配置換えその他の方法によって当該請求をした国会議員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次に掲げる任用のいずれかをを行うものとする。この場合において、(一)に掲げる任用は、請求期間について一年(育児休業の期間の延長の請求があった場合においては、当該請求による延長前の育児休業の期間の初日から当該請求に係る期間の末日までの期間を通じて一年)を超えて行うことができないこと。

(一) 請求期間を任期の限度として行う任期を定めた採用
(二) 請求期間を任期の限度として行う臨時任用
(七) 請求期間を任期の限度として行う臨時任用
2 任期を定めて国会議員を採用する場合の任期の明示に関する事項、任期を定めて採用された国会議員の任期の更新及び任用の制限に関する事項等所要の規定を設けること。(第七条第一項から第五項まで関係)

三 部分休業の対象となる子の年齢の引上げ
部分休業の対象となる子の年齢を、三歳未満に引き上げること。
(第十一条第一項関係)

第二 その他
一 この法律は、平成十四年四月一日から施行すること。

二 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「一歳を三歳」に改める。
第七条の見出しを「育児休業に伴う任期付採用及び臨時任用」に改め、同条中「係る期間」の下に「(以下この条において「請求期間」という。)」を加え、「当該期間を任用の期間の限度として、臨時任用を、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかに改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第二号に掲げる任用は、請求期間について一年(第四条第一項の規定による請求があった場合においては、当該請求による延長前の育児休業の期間の初日から当該請求に係る期間の末日までの期間を通じて一年)を超えて行うことができない。
一 請求期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用
二 請求期間を任期の限度として行う臨時任用
用
第七条に次の四項を加える。

2 本属長は、前項の規定により任期を定めて国会議員を採用する場合には、当該国会議員にその任期を明示しなければならない。
3 本属長は、第一項の規定により任期を定めて採用された国会議員の任期が請求期間に満たない場合においては、当該請求期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
4 第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。
5 本属長は、第一項の規定により任期を定めて採用された国会議員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、その任期中、他の

職に任用することができる。
第十一条第一項中「一歳を三歳」に改める。
附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後において改正後の国会議員の育児休業等に関する法律(以下「新法」という。)第三条第一項の規定による育児休業をするため、新法第三条第三項の規定による承認又は新法第四条第三項において準用する新法第三条第三項の規定による承認を受けようとする国会議員は、施行日前においても、新法第三条第二項又は第四条第一項の規定の例により、当該承認を請求することができる。
2 施行日前に改正前の国会議員の育児休業等に関する法律(以下「旧法」という。)第三条第一項の規定により育児休業をしたことのある国会議員(この法律の施行の際現に育児休業をしていない国会議員の育児休業等に関する法律新旧対照表

第三 国会議員(常時勤務することを要しない国会議員、臨時に任用された国会議員、配偶者がこの法律により育児休業をしている国会議員その他の両議院の議長が協議して定める国会議員を除く。)は、本属長の承認を受けて、当該国会議員の三歳に満たない子を養育するため、当該子が三歳に達する日まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業をしたことがあるときは、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

る国会議員を除く。)に対する新法第三条第一項ただし書の規定の適用については、旧法第三条第一項の規定による育児休業(当該国会議員が二人以上の子について同項の規定による育児休業をしたことがある場合においては、施行日前の直近の育児休業に限る。)は、新法第三条第一項ただし書に規定する育児休業に該当しないものとみなす。

3 施行日前に旧法第四条第三項において準用する旧法第三条第三項の規定により承認を受けた育児休業の期間の延長は、この法律の施行の際現に国会議員が当該育児休業をしている場合に限り、新法第四条第二項に規定する育児休業の期間の延長に該当しないものとみなす。

理由
国会議員について、一般職の国家公務員の育児休業制度の拡充に準じて、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を三歳未満に引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第三 国会議員(常時勤務することを要しない国会議員、臨時に任用された国会議員、配偶者がこの法律により育児休業をしている国会議員その他の両議院の議長が協議して定める国会議員を除く。)は、本属長の承認を受けて、当該国会議員の一歳に満たない子を養育するため、当該子が一歳に達する日まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業をしたことがあるときは、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

第三 国会議員(常時勤務することを要しない国会議員、臨時に任用された国会議員、配偶者がこの法律により育児休業をしている国会議員その他の両議院の議長が協議して定める国会議員を除く。)は、本属長の承認を受けて、当該国会議員の三歳に満たない子を養育するため、当該子が三歳に達する日まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業をしたことがあるときは、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

第三 国会議員(常時勤務することを要しない国会議員、臨時に任用された国会議員、配偶者がこの法律により育児休業をしている国会議員その他の両議院の議長が協議して定める国会議員を除く。)は、本属長の承認を受けて、当該国会議員の三歳に満たない子を養育するため、当該子が三歳に達する日まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業をしたことがあるときは、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

第三 国会議員(常時勤務することを要しない国会議員、臨時に任用された国会議員、配偶者がこの法律により育児休業をしている国会議員その他の両議院の議長が協議して定める国会議員を除く。)は、本属長の承認を受けて、当該国会議員の三歳に満たない子を養育するため、当該子が三歳に達する日まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業をしたことがあるときは、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

(平成三年法律第百八号)

(第二項及び第三項 略)

(育児休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第七条 本属長は、第三条第二項又は第四条第一項の規定による請求があった場合において、当該請求に係る期間(以下この条において「請求期間」という。)について国会議員の配置換えその他の方法によって当該請求をした国会議員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うものとする。この場合において、第二号に掲げる任用は、請求期間について一年(第四条第一項の規定による請求があった場合にあつては、当該請求による延長前の育児休業の期間の初日から当該請求に係る期間の末日までの期間を通じて一年)を超えて行うことができない。

一 請求期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用

二 請求期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 本属長は、前項の規定により任期を定めて国会議員を採用する場合には、当該国会議員にその任期を明示しなければならない。

3 本属長は、第一項の規定により任期を定めて採用された国会議員の任期が請求期間に満たない場合にあつては、当該請求期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

5 本属長は、第一項の規定により任期を定めて採用された国会議員を、任期を定めて

(第二項及び第三項 略)

(育児休業に伴う臨時的任用)

第七条 本属長は、第三条第二項又は第四条第一項の規定による請求があった場合において、当該請求に係る期間について国会議員の配置換えその他の方法によって当該請求をした国会議員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該期間を任用の期間の限度として、臨時的任用を行うものとする。

採用した趣旨に反しない場合に限り、その任期中、他の職に任用することができる。

(部分休業)

第十一条 本属長は、国会議員(常時勤務することを要しない国会議員(国会議員法第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める国会議員を除く。)、配偶者がこの法律により育児休業をしている国会議員その他の両議院の議長が協議して定める国会議員を除く。)が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該国会議員がその三歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下この条において「部分休業」という。)を承認することができる。

(第二項、第三項及び第四項 略)

(部分休業)

第十一条 本属長は、国会議員(常時勤務することを要しない国会議員(国会議員法第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める国会議員を除く。)、配偶者がこの法律により育児休業をしている国会議員その他の両議院の議長が協議して定める国会議員を除く。)が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該国会議員がその一歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下この条において「部分休業」という。)を承認することができる。

(第二項、第三項及び第四項 略)

国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程案

国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「三月」を「六月」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程(以下「新規程」という。)第十六条の規定は、改正前の国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程(次項において「旧規程」という。)第十七条の規定により介護休暇の承認を受けた国会議員で、この規程の施行の日(次項において「施行日」という。)において当該承認に係る介

護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して三月を経過しているもの(当該介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間にある国会議員に限る。)についても適用する。この場合において、新規程第十六条第二項中「連続する六月の期間内」とあるのは、「平成十四年四月一日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。

2 旧規程第十七条の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して三月を経過していない国会議員の介護休暇の期間については、新規程第十六条第二項中「連続する六月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。

○国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程新旧対照表 (平成六年六月二十三日両院議長決定)

改 正 案	現 行
(介護休暇) 第十八条 (第一項 略) 2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間内において必要と認められる期間とする。 (第三項 略)	(介護休暇) 第十八条 (第一項 略) 2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三月の期間内において必要と認められる期間とする。 (第三項 略)

十一月三十日(金)の議事予定

日程第一 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
日程第二 文化芸術振興基本法案(衆議院提出)
日程第三 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
日程第四 国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
日程第五 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
日程第六 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第七 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(清水嘉与子君外二名発議)
日程第八 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
日程第九 新事業創出促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(緊急上程予定)
国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
十一月二十八日本委員会に左の案件が付託された。
一、国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院送付)
国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「一歳を三歳」に改める。
第七條の見出しを「(育児休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)に改め、同条中「係る期間」の下

に(以下この条において「請求期間」という。))を加え、「当該期間を任用の期間の限度として、臨時的任用を、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかに改め、同条に後段として次のように加える。
この場合において、第二号に掲げる任用は、請求期間について一年(第四条第一項の規定による請求があった場合においては、当該請求による延長前の育児休業の期間の初日から当該請求に係る期間の末日までの期間を通じて一年)を超えて行うことができない。
一 請求期間を任用の期間(以下この条において「任期」という)の限度として行う任期を定めた採用
二 請求期間を任期の限度として行う臨時的任用
七条に次の四項を加える。
2 本属長は、前項の規定により任期を定めて国会議員を採用する場合には、当該国会議員にその任期を明示しなければならない。
3 本属長は、第一項の規定により任期を定めて採用された国会議員の任期が請求期間に満たない場合においては、当該請求期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
4 第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。
5 本属長は、第一項の規定により任期を定めて採用された国会議員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、その任期中、他の職に任用することができる。
附 則
第十一条第一項中「一歳を三歳」に改める。
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後において改正後の国会議員の育児休業

等に関する法律(以下「新法」という。))第三条第一項の規定による育児休業をするため、新法第三条第三項の規定による承認又は新法第四条第三項において準用する新法第三条第三項の規定による承認を受けようとする国会議員は、施行日前においても、新法第三条第二項又は第四条第一項の規定の例により、当該承認を請求することができる。
2 施行日前に改正前の国会議員の育児休業等に関する法律(以下「旧法」という。))第三条第一項の規定により育児休業をしたことのある国会議員(この法律の施行の際現に育児休業をしていない国会議員を除く。))に対する新法第三条第一項ただし書の規定の適用については、旧法第三条第一項の規定による育児休業(当該国会議員が二人以上の子について同項の規定による育児休業をしたことがある場合にあっては、施行日前の直近の育児休業に限る。))は、新法第三条第一項ただし書に規定する育児休業に該当しないものとみなす。
3 施行日前に旧法第四条第三項において準用する旧法第三条第三項の規定により承認を受けた育児休業の期間の延長は、この法律の施行の際現に国会議員が当該育児休業をしている場合に限り、新法第四条第二項に規定する育児休業の期間の延長に該当しないものとみなす。